

## 中小企業者等に対する金融円滑化を図るための臨時措置

### に関する法律第7条第1項に規定する説明書類

平成23年5月11日  
伊豆の国農業協同組合

当組合は、農業者の協同組織金融機関として、「健全な事業を営む農業者をはじめとする地域のお客様に対して必要な資金を円滑に供給していくこと」を、金融機関として最も重要な役割の一つであることと認識し、その実現に向けて取組んでおります。

今般、「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置法」(以下、「金融円滑化法」という。)に基づき、当組合の金融円滑化にかかる措置の実施状況について公表いたします。

#### 第1 第6条第1項第1号に規定する法第4条及び第5条の規定に基づく措置の実施に関する方針の概要

当組合では、金融の円滑化に関する基本方針を定めた「金融円滑化にかかる基本方針」を理事会にて、以下のとおり制定しております。

##### 金融円滑化にかかる基本方針(概要)

- 1、 新規のご融資・お借入条件の変更等のお申込みに対する柔軟な対応
- 2、 お客様の経営相談等、経営改善に向けた取組みへの支援
- 3、 新規のご融資・お借入条件の変更等のご相談・お申込みに対する適切かつ十分な説明
- 4、 新規のご融資・お借入条件の変更等に関する苦情相談への公正・迅速・誠実な対応
- 5、 金融円滑化法の趣旨を踏まえた適切な対応
- 6、 当組合の金融円滑化管理に関する体制

(注) 基本方針の全文については、平成22年1月28日付で当農協ホームページに

公表しております。 <http://www.ja-shizuoka.or.jp/izu/>

## 第2 第6条第1項第2号に規定する法第4条及び第5条の規定に基づく措置の状況を適切に把握するための体制の概要

当組合では、金融円滑化法第4条及び第5条の規定に基づく対応措置を適切に把握し対応するため、以下の体制を整備しております。

- (1) 組合長以下、専務・常務・参事・部長を構成員とする「金融円滑化管理委員会」にて、当組合の金融円滑化にかかる対応を一元的に管理し、組織横断的に協議することとしております。また、協議内容については、定期的に理事会へ報告することとしております。
- (2) 常務理事を「金融円滑化管理責任者」、金融部を「金融円滑化管理責任部署」として、当組合全体の金融円滑化にかかる対応状況を把握することとしております。
- (3) 各支店長を「金融円滑化管理担当者」とし、各支店における金融円滑化にかかる対応状況を把握し、金融部へ報告することとしています。
- (4) 金融円滑化にかかる取引の実施状況について記録を作成し、当該記録は5年間保存することとしております。

## 第3 第6条第1項第3号に規定する法第4条及び第5条の規定に基づく措置にかかる苦情相談を適切に行なうための体制の概要

- (1) お客様からの、金融円滑化にかかるご相談窓口を金融部に設置しているほか、各支店においても承っております。
- (2) お客様からの、当組合の金融円滑化にかかる措置に対する苦情については、総務部に受付窓口を設置しております。また、各支店で苦情を受けた場合には、当組合所定の手続きに従って、速やかに総務部及び金融部に連絡し、総務部・金融部と各支店が連携のうえ、適切な対応を実施する体制を整備しております。

《 第2 対応状況を把握する体制及び第3 苦情・相談対応体制は  
JA伊豆の国金融円滑化体制として別紙1に記載しております》

## 第4 第6条第1項第4号に規定する法第4条の規定に基づく措置をとった後において、当該措置にかかる中小企業者の事業についての改善又は再生のための支援を適切に行なう体制の概要

金融円滑化管理責任部署と各基幹支店融資担当者が協力し、お借入条件の変更等を行ったお客様の経営状況や経営改善計画の進捗状況を継続的に把握し、必要に応じて経営改善又は再生のための助言を行なう等、お客様への支援について真摯に取り組めます。

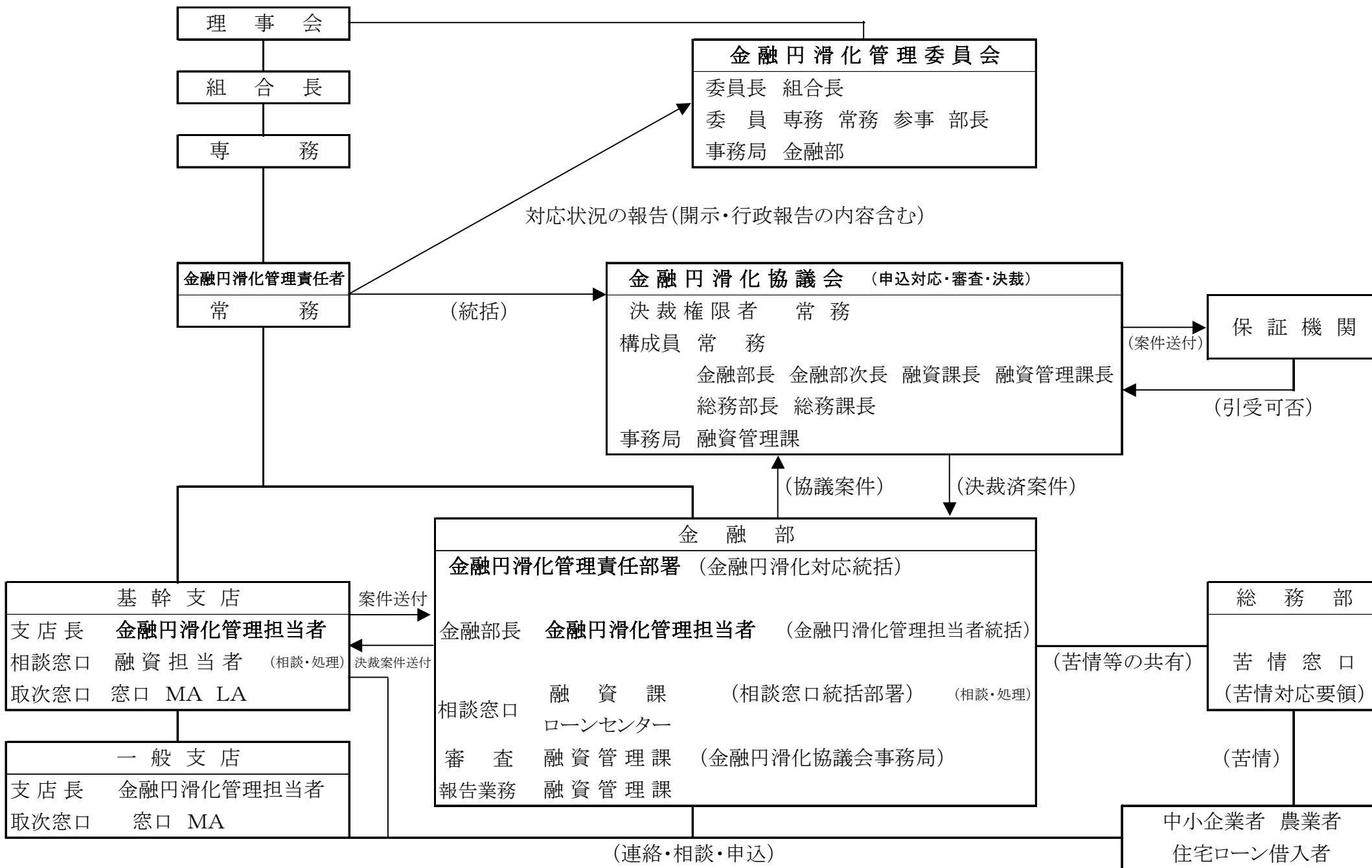
特に、農業者のお客様に関しては金融部と営農事業部が連携し、営農相談

時においても経営の改善等の支援に取り組めます。

また、申込み受付体制向上のため、当組合職員に対して必要な研修・指導を行ない、融資担当者に対しては申込みから審査・実行・管理についての研修・指導を行なっております。

第5 法第4条に基づく措置の実施状況  
別表1のとおり

第6 法第5条に基づく措置の実施状況  
別表2のとおり





## 法第4条に基づく措置の実施状況

(債務者が中小企業者である場合)

(金額単位：百万円)

	平成22年12月末		平成23年3月末	
	件数	金額	件数	金額
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額	11	308	13	384
うち、信用保証協会等による債務の保証を受けていなかった貸付債権の額	6	174	8	251
うち、実行に係る貸付債権の額	5	114	7	190
うち、信用保証協会が条件変更対応保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の額	0	0	0	0
うち、農業信用基金協会又は漁業信用基金協会が借換資金の保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の額	0	0	0	0
うち、謝絶に係る貸付債権の額	0	0	0	0
うち、信用保証協会が条件変更対応保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の額	0	0	0	0
うち、農業信用基金協会又は漁業信用基金協会が借換資金の保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の額	0	0	0	0
うち、審査中の貸付債権の額	0	0	0	0
うち、取下げに係る貸付債権の額	1	60	1	60
うち、信用保証協会等による債務の保証を受けていた貸付債権の額	5	133	5	133
うち、実行に係る貸付債権の額	2	27	2	27
うち、謝絶に係る貸付債権の額	0	0	0	0
うち、信用保証協会等が債務の保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の額	0	0	0	0
うち、審査中の貸付債権の額	0	0	0	0
うち、取下げに係る貸付債権の額	3	106	3	106

(債務者が中小企業者であって、当該中小企業者に対し他の金融機関も貸付債権を有する場合)

(金額単位：百万円)

	平成22年12月末		平成23年3月末	
	件数	金額	件数	金額
信用保証協会等による債務の保証を受けていなかった貸付債権に係る債務者のうち他の金融機関に対しても法の施行日以後に貸付けの条件の変更等の申込みが行われたことを確認することができた者から、貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額	5	150	6	208
うち、実行に係る貸付債権の額	4	89	5	147
うち、信用保証協会が条件変更対応保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の額	0	0	0	0
うち、農業信用基金協会又は漁業信用基金協会が借換資金の保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の額	0	0	0	0
うち、謝絶に係る貸付債権の額	0	0	0	0
うち、他の金融機関により法の施行日以後になされた貸付けの条件の変更等の実行を認識していた場合の貸付債権の額	0	0	0	0
うち、審査中の貸付債権の額	0	0	0	0
うち、取下げに係る貸付債権の額	1	60	1	60

## 法第5条に基づく措置の実施状況

(債務者が住宅資金借入者である場合)

(金額単位：百万円)

	平成21年12月末		平成22年3月末		平成22年6月末		平成22年9月末	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額	4	66	9	127	13	145	21	257
うち、実行に係る貸付債権の額	0	0	4	86	5	89	8	97
うち、謝絶に係る貸付債権の額	0	0	0	0	0	0	0	0
うち、審査中の貸付債権の額	4	66	3	13	5	18	7	110
うち、取下げに係る貸付債権の額	0	0	2	27	3	37	6	49

	平成22年12月末		平成23年3月末	
	件数	金額	件数	金額
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額	21	257	26	395
うち、実行に係る貸付債権の額	12	173	13	203
うち、謝絶に係る貸付債権の額	0	0	0	0
うち、審査中の貸付債権の額	0	0	4	109
うち、取下げに係る貸付債権の額	9	83	9	83

(注) 法第4条および第5条に基づく措置の実施状況における、「貸付けの条件の変更等」の定義等は、「農水産業協同組合に係る中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する命令」に基づいて計上しております。